神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

unctions of the Trusteeship Council

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1970-12-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2139

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

信託統治理事会の機能

家　　正　　治

Ⅰ　は　じ　め　に
Ⅱ　信託統治理事会の構成
Ⅲ　信託統治理事会の活動
　1.　植民地独立付与宣言履行特別委員会との関係
　2.　国　際　監　督
　　a.　年　報　の　審　査
　　b.　請願の受理と検討
　　c.　定　期　的　視　察
　3.　自治・独立への促進
Ⅳ　む　　す　　び
　附図，信託統治地域の概要

Ⅰ　は　じ　め　に

第二次世界大戦後，社会主義世界的体制の成立・強化とならんで民族解放運動の発展によってそれまで西欧諸国の植民地であったアジア・アフリカの諸地域が独立を達成し，世界の力関係は大きく変化した。国際連合憲章では植民地問題に関して，信託統治制度と非自治地域制度とを設けているが，とくに前者の信託統治地域は当初11存在したのにたいし現在その大部分が独立し今日残っているのはニューギニアと太平洋諸島だけである。現在国際連合の加盟国の数は，アジア・アフリカなどのかつての植民地が独立し国連に加入することによって発足当時の51カ国の二倍以上の127カ国となっている。

国際連合においては，憲章第7条1項の規定によって信託統治理事会は総会，安全保障理事会，経済社会理事会，国際司法裁判所，事務局とならんで主要機関の一つとして設けられている。加盟国全部の代表が参加する機関で

ある総会では以上の状況が直接反映されるのは無論のこととして，アジア・アフリカ地域の加盟国の激増によって1965年の憲章改正により，安全保障理事会の非常任理事国は6カ国から10カ国に拡大されまた経済社会理事会の構成も18カ国から27カ国に増加された。このように構成国数一つとり上げても他の機関が拡大・強化されているのに対し，信託統治理事会はその存在を薄めつつあると言えるであろう。しかし，このことは信託統治理事会が過去において信託統治地域の独立の促進に役割を果したことを意味するのであり，また現在なお二つの信託統治地域が存在する以上その役割を終了したのではなく，信託統治制度の基本目的の一つである自治又は独立に向っての住民の漸進的発達を促進しなければならない。

本稿では，任務を終了しつつある信託統治理事会における最近の活動を考察することによって，最近の国際連合の植民地問題に対する対応の一端をとらえることとする。

Ⅱ　信託統治理事会の構成

信託統治制度では通常の信託統治地域と戦略地域とを区別し，前者に関しては総会，後者に関しては安全保障理事会が監督に当るが，施政の実際に関して直接その監督の任に当るものとして信託統治理事会が設けられている。すなわち，通常の信託統治地域に関して憲章第85条1項は，「戦略地域として指定されないすべての地区に関する信託統治協定についての国際連合の任務は，この協定の条項及びその変更または改正の承認を含めて，総会が行なう」とし，2項では，「総会の権威の下に行動する信託統治理事会は，前期の任務の遂行について総会を援助する」と規定している。また，戦略地域について第83条1項は，「戦略地域に関する国際連合のすべての任務は，信託統治協定の条項およびその変更または改正の承認を含めて安全保障理事会が行なう」とし，3項では安全保障理事会は，国際連合の信託統治制度に基く任務で戦略地域の政治的，経済的，社会的および教育的事項に関するものを遂行

するために，信託統治理事会の援助を利用する（後略）」と規定する。このように信託統治理事会は，総会や安全保障理事会の権威の下に立つことにはなっているが，国際連合の主たる機関の一つとして認められている関係からそれらの機関の補助機関とみることはできない。憲章上，信託統治理事会の地位は，一面では主要機関の一つとして，また一面では補助的役割を果すものと見ることができよう。(1)

以上のような位置関係に立つ信託統治理事会は，憲章第7条2項によって，補助機関を設けることが認められている。常設の補助機関として，理事会は常設行政連合委員会 (The Standing Committee on Administrative Unions)，信託統治地域経済開発委員会 (The Committee on Rural Economic Development of Trust Teritories)，常設請願委員会 (The Standing Committee on Petitions) および視察委員会 (Visiting Missions) を設けていた。しかし，信託統治地域の大部分が独立を達成してしまった1960年以降，これらの委員会は解消され始めた。1949年に信託統治理事会が特定の信託統治地域と隣接する非自治地域との間の行政連合問題を審議するために設立した常設行政連合委員会は，1961年にはニュー・ジーランド，アラブ連合および米国の代表によって構成されていた。理事会は，1961年の第27会期において，異議なく当委員会を解散することに決定した。(2) さらに，理事会は同会期に，1951年2月2日の決議によって理事会が設立した信託統治地域経済開発委員会を解散することに決定した。(3) また，理事会は翌年1962年6月4日，決議を採択し，常設請願委員会を廃止することに決定した。(4) このように理事会の常設の補助機関としては現在視察委員会のみが存在するだけである。

信託統治地域として存続する地域が減少しその作業量が減少すると共に，

（1） 田畑茂二郎，国際法（岩波全書），昭和41年，258—261頁：土屋茂樹，信託統治理事会（国際連合の研究第2巻），昭和38年，145～146頁参照。

（2） Yearbook of the United Nations, 1961, p. 481. なお，現在ニューギニアとパプアの間に行政連合が存在する。

（3） Ibid., p. 482.

（4） Yearbook of the United Nations, 1962, p. 450.

以上のように補助機関を減らすだけでなく，理事会はその会期開催数を減らすことを1962年6月4日決定した。以前には理事会は毎年二回の通常会期をもっていたが，毎年5月に開催される一回の通常会期にすることに理事会は異議なく決め，その手続規則を改正した。(5)

以上のような動きと並んで，最近理事会の構成の面においても一つの現象が表われた。憲章第86条によれば，理事会は次の加盟国で構成される。(a)信託統治地域の施政国，(b)安全保障理事会の常任理事国であって施政国でない国，(c)三年の任期で総会から選出される国，ただしその数は(a)から(b)を差引いた数とする。このように理事会では他の機関と異なった構成になっており，施政国と非施政国との数が常に同数でなければならないという「均衡の原則(Principle of Parity)」が要求されている。この原則から，オーストラリア，ニュー・ジーランドおよび英国が施政国となっていたナウルが1968年1月31日にナウル共和国として独立する直前の構成は，(a)としてオーストラリア（ナウルおよびニューギニアを施政），ニュー・ジーランド（ナウルを施政），英国（ナウルを施政）および米国（太平洋諸島を施政）の4カ国，(b)として中国，フランスおよびソ連の3カ国，(c)として1968年12月31日までの任期のリベリア，の8カ国で構成されていた。しかし，ナウルの独立によってニュー・ジーランドは理事会の構成国でなくなり，英国が(a)から(b)の地位に変ることによって(a)の施政国は2カ国となる。他方過去の慣行からリベリアは任期終了まで議席を持つことから(b)および(c)の非施政国は5カ国となり，均衡の原則は大きく崩れることになる。

まず1967年6月30日，第34回理事会において，理事会議長は将来生ずる構成問題を指摘し当問題の法的側面の研究が次の会期前になされるべきであると提案した。(6) 1967年11月22日，理事会の第13回特別会期で，再び議長は国連事務総長にこれを求める提案を行なった。イスフ・ジェルマコクエ信託統治

(5) Ibid., p. 508.
(6) Trusteeship Council, Official Records, 34 th Session, 1322nd meeting (30 June 1967), p. 144.

・非自治地域担当事務次長はこれを了承し，[7] 同日事務総長は「信託統治理事会の構成」と題する覚書 (Note) を理事会に提出した。覚書では考慮すべき問題点として5点上げているが直接関係する箇所は次の3点である。

〔1〕 憲章は信託統治理事会の段階だけ施政国と非施政国との間の均衡を規定しており，その権威の下に理事会が行動する総会あるいは第四委員会のいずれにおいてもその原則が採用されてはいないことに留意されなければならない。第86章1項(c)の目的は，信託統治地域住民の利益および福祉の至上性を確保するために施政国の施政に関し外部からの十分な監督が認められるよう理事会の構成を規定することであった。以上の重要な目的は，理事会で非施政国が常時多数を占めるという形態で均衡が破れても憲章の規定で考えられている地域の利益を侵害するように思われないことから，施政国が常時少数であっても同様に十分達せられるであろう。

〔2〕 信託統治理事会は，施政国よりも非施政国の方が多数の議席を占めて機能したいくつかの事例がある。例えば，1960年4月28日から1960年6月30日までの第26回会期では，理事会は6施政国，8非施政国で機能した。1961年4月10日に開催された第11回特別会期および1961年6月1日から同年7月19日まで開かれた第27回通常会期の間，理事会は5施政国に対し8非施政国で活動した。また，1962年7月2日から同年7月20日まで開催された第29回会期第2部の間，理事会は4施政国，5非施政国で機能した。

〔3〕 憲章をどのように改正しても，信託統治理事会のすべての常任理事国を留めおくかぎり，施政国と非施政国との均衡を回復しえないであろう。

以上の観点から事務総長の覚書きは次のように結論する。ナウルの独立により，理事会の構成はリベリアの任期満了まで施政国2，非施政国5となり，それ以後理事会はすべての信託統治協定が終了するまで，あるいは憲章改正の場合にはその改正が効力を有するまで，自動的に第86条1項(a)および1項

(7) Trusteeship Council, Official Records, 13th Special Session, 1323rd meeting (22 November 1967), p. 7.

(b)の下の加盟国から構成される。[8]

この事務総長の覚書をめぐっての理事会での審議はけっして活発なものとはいえなかった。ただソ連が次のように指摘したにとどまった。「1968年1月31日のナウルの独立以後における理事会の構成に関し，覚書では憲章の改正の可能性について言及しているが，ソ連は憲章の改正を必要とは考えない。それは憲章の規定に基づいていない。第86条1項(c)の規定する均衡は非施政国よりも施政国が超過するのを防止するためのものである。多くの信託統治地域が現在独立を達成していることから，非施政国が多数を占めているのであり，今や第86条1項(c)を作為的に適用することは不可能である。したがって，理事会がニュー・ジーランドの参加がなくなった以後その作業を続けても憲章に反しない。理事会の構成問題は緊急問題ではない。植民地主義撤廃にかかわる問題は植民地独立付与宣言特別履行委員会と総会によって解決されるであろうしまた解決されなければならない」[9]とソ連は主張した。ソ連が以上のようなコメントを付した同日の11月23日理事会は覚書およびソ連のコメントをテーク・ノートした。また，1967年12月19日総会は第四委員会の勧告に基づき理事会の報告書をテーク・ノートした。[10]このように信託統治理事会の構成問題は簡単に結着がつけられており加盟国の間では均衡原則放棄のコンセンサスが存在したと言うことができよう。

この問題に関してBlumは，覚書の第3の論拠に関して，現在の理事会の構成が憲章と矛盾しているとすれば，改正する場合均衡の原則を放棄することになるがその際常任理事国の代表資格の原則を放棄しなければならないという結論に達する。したがって法的観点からすると妥当な主張ではない。第2の点に関して，彼は過去の不均衡の事例とこの場合の状況とは異なるもの

(8) Trusteeship Council, Note by the Secretary-General, T/1674 (22 November 1967), pp. 2～4.

(9) Trusteeship Council, Official Records, 13th Special Session, 1324th meeting (23 November 1967), p. 9: General Assembly, 22nd Session, A/6926 (1 December 1967), pp. 4～5.

(10) Yearbook of the United Nations, 1967, p. 593.

である。過去の事例は，例えば総会によって選出された国家の任期が終了する以前に，特定地域の信託統治協定が終了し第86条1項(a)に該当する国家がその地位を欠なった場合あるいは第86条1項(a)から(b)の地位に変更のあった場合の一時的に均衡がとれなかったことによるものである。第1の論拠に関して彼はこの点は最も重要な部分であるとして多くのスペースをさいて分析しているが，覚書は機能的・目的的解釈におちいっており，このような解釈は解釈ではなく憲章の改正であり，その文字と精神に一致するものではないとしている。(11)

たしかに Blum が指摘するように，論拠〔3〕に関して第86条改正が問題にされる場合には理事会構成の不均衡を是正するために改正されるのであって，均衡の原則を常任理事国の常任的議席に優先さす場合当然に常任理事国はその議席を放棄しなければならないことになる。この点に関する覚書の説得性は強いものではない。しかし，論拠〔2〕に関し Blum は一時的な均衡の欠落と恒常的なそれとの区別を強調するが，本質的な相違とはいえないであろう。総会は理事会の構成は第86条1項(c)該当国を選出するときに決められ，その後理事会の構成に変更があっても他の構成国の地位に影響を与えるものではないという考えに立っていた。(12) それと同様に恒常的な不均衡の場合も信託統治制度に関して第一次的責任を有する総会がそれを認めた場合には同様な事情と言えるであろう。論拠〔1〕に関連しては本来信託統治制度はその基本目的を達成するための過渡的な性格をもつものであることを忘れるべきではない。第73条は非自治地域および信託統治地域双方の住民の利益と福祉に関する原則を定め，また第76条は信託統治制度の基本目的を定めている。これら目的を達成する執行機関として信託統治理事会が設けられているのであり，理事会構成の均衡が破れても地域住民の利益を害するものと言えないであろう。

(11) Yehuda Z. Blum, The Composition of the Trusteeship Counil, A.J.I.L., Vol. 63, No. 3 (1969), pp. 747～768.

(12) Ibid., p. 751.

Ⅲ　信託統治理事会の活動

以上見たように信託統治理事会は，その機関の規模を縮小しまた活動会期も短縮している。この直接的な原因は信託統治地域の多くは独立したことによるが，一面植民地独立付与宣言履行特別委員会が信託統治地域をも審議の対象として活発な活動を続け国連での植民地問題を扱かう中心的な機関となっていることにもよるであろう。理事会は特別委員会と具体的にどのように協力し合っているかを考察し，ついで残存する信託統治地域に対する理事会の国際監督機能の実態を見ることにする。

1.　植民地独立付与宣言履行特別委員会との関係

1960年12月14日，総会は植民地独立付与宣言を採択し，「すべての人民は自決の権利をもつ」とし，「信託統治地域および非自治地域，またはまだ独立を達成していない他のすべての地域において，これらの地域の住民が完全な独立と自由を享受しうるようにするため，なんらの条件または留保もつけず，その自由に表明する意志および希望に従い，人種，信仰または皮膚の色による差別なく，すべての権力をかれらに委譲するため早急な措置が講ぜられなければならない」[13]と規定している。この文書は，条約形式をとっておらず，法的拘束力はないものの植民地清算に関する諸国の一致した意思の表明がなされたという点で大きな意義をもつものである。この宣言が適用される地域は宣言自体が明示する如く，信託統治地域を含むまだ独立していないすべての地域であった。

翌年11月27日の総会は，この宣言の履行を確保するため，17カ国からなる植民地独立付与宣言履行特別委員会を設置した[14]。さらに，1962年12月17日の総会は特別委員会の構成を24カ国に拡大した[15]。この特別委員会は，1963年に

(13)　総会決議 1514 (XV)。
(14)　総会決議 1654 (XVI)。
(15)　総会決議 1810 (XVII)。

は宣言の対象となる地域の暫定的リストを作成した。そこには，63の地域が列挙されているが，その中には当時存在した3つの信託統治地域が含まれていた。[16] 信託統治制度の基本目的の一つは，自治または独立に向けて住民の発達を促進することであり，特別委員会の任務は宣言の履行を確保する目的のために「宣言の適用を審査し，宣言の実施の発展と程度に関して発議し勧告する」ことであり，両者の最終目的は同一のものである。

1961年11月27日の特別委員会の設置を決定した総会決議では，総会は信託統治に対し特別委員会を援助するよう要請した。この要請に従って，信託統治理事会議長は，毎年特別委員会議長に書簡を送付し，信託統治理事会が下した結論および勧告また審議の状況は信託統治理事会の総会への報告および安全保障理事会への報告に包含されていることを通告している。[17] 1962年および1963年での特別委員会の審議は，主要な地域に限られていたが，1964年以後においては委員会は信託統治地域の審議も始めた。[18] このように，現在では総会は，信託統治地域に関し理事会の報告と同地域をも包含した特別委員会の報告の二つを基礎に審議している。このように総会は自己の補助機関であり総会の枠内にある特別委員会を設置しその援助を得るようになった今日，ますます信託統治理事会の存在は影を薄くしているといえるであろう。

2. 国 際 監 督

憲章第87条は，「総会および，その権威の下に，信託統治理事会は，その任務の遂行に当って次のことを行なうことができる。(a)施政権者の提供する報告を審議すること。(b)請願を受理し，且つ，施政権者と協議してこれを審査すること。(c)施政権者と協定する時期に，それぞれの信託統治地域の定期的

---

(16) 拙稿，非自治地域の確定（II），神戸外大論叢（昭和43年），第19巻第1号参照。

(17) 例えば，Report of the Trusteeship Council, General Assembly Official Records, Supplement No. 4 (A/7204), pp. 6–7: Report of the Trusteeship Council, General Assembly Official Records, Supplement No. 4 (A/7604), pp. 5–6.

(18) A/5800 (31 December 1964) 参照。

視察を行わせること」と規定している。すなわち，信託統治制度の下では，上記の三種の方法を通じて国連の監督が行なわれるのである。

a. 年報の審査

第87条によれば，総会およびその権威の下にある信託統治理事会の双方が報告の審議をなしうることになっている。さらに，第88条は，「信託統治理事会は，各信託統治地域の住民の政治的，経済的，社会的および教育的進歩に関する質問書を作成しなければならない。また，総会の権限内にある各信託統治地域の施政権者は，この質問書に基いて，総会に年次報告を提出しなければならない（傍点筆者）」となっているが，実際には年報は信託統治理事会において審議されている。すなわち，信託統治理事会は総会にかわって（戦略地域の場合には安全保障理事会にかわって）施政国の年報を審議する。同時に理事会は請願，視察委員会の報告および専門機関の送付した所見をもそれぞれの地域に関して審議する。そしてそれらの審議の手順は次の如くである。(1)施政国代表による当該地域の最新の事情を明らかにするための冒頭声明。この声明に，施政国代表につきそう原住民代表のコメントがつけ加えられ，時には最新の統計資料がつけ加えられる。(2)理事会構成国による年報の諸点に関する質問。(3)それに対する答弁。(4)一般討議（各地域の条件に関する各構成国の意見の表明）。(5)以上の意見を基礎にしての起草委員会の結論および勧告の作成。(6)起草委員会報告に対する理事会の審議と承認[19]。以上の様な順序で作成された報告書は，信託統治理事会の総会への報告書（戦略地域の場合には安全保障理事会への報告書）の一部をなすものである。なお，報告書に含まれている勧告はそれ独自の個別的な決議という形をとってはいない。

総会は，第15条にもとずいて理事会が送付する年次報告を受け審議するが，既に述べた如く総会は植民地独立付与宣言履行特別委員会からの報告も審議

(19) Yearbook of the United Nations, 1967, pp. 591～592: Everyman's United Nations, Eighth Edition (1968), pp. 372～373.

する。特別委員会の審議のために事務総長が準備した作業文書が委員会に提出されるが，そこでは信託統治理事会の総会への報告が大きくとり入れられている。[20] このように信託統治地域を施政する国家からの年報の審議は直接的には信託統治理事会が行なっているのである。[21]

b. 請願の受理と検討

請願の受理および検討も，総会および信託統治理事会の競合権限事項であるが，慣例として理事会において検討されていた。総会の手続規則には，請願の受理に関する規定はなかったが，実際には第四委員会が口頭請願を受理していたため問題となった。第7回総会では，総会も請願を受理する権限を有するがまず信託統治理事会に提出さるべきで満足のいかない場合第四委員会に付託さるべきとの説と総会は請願を直接受理できるとする説とが対立したが，結局口頭請願は受理された。その後，第9回，第10回総会においても同様の問題が発生したが結論は得られていなかった。[22]

総会の下に設置されている植民地独立付与宣言履行特別委員会の中では非自治地域からの請願を受理できるかという問題が起った。[23] しかし，委員会は1962年3月5日に請願者の聴聞および書面による請願の受理を行なうことをきめ，そして請願を扱かう「請願に関する小委員会」を設置した。ちなみに，特別委員会が1969年2月26日に決めた構成では，エクアドル，インド，イタリー，マダガスカル，マリ，ポーランドおよびシリアの7カ国から構成されている。なお，同年3月4日から12月2日まで開かれた小委員会は，合計117の文書を審議し，その内109を請願として伝達することに決定した。この後者の中には18の請願者の聴聞を含んでいた。特別委員会は1969年にこれら

(20) 例えば，A/5800/Rev. 1 (1964–1965), pp. 387～415 参照：なお，特別委員会は情報収集のため請願の受理や現地視察を決めている。

(21) 年報に関する初期の段階での問題点については，George Thullen, Problems of the Trusteeship System (1964), pp. 64～70 参照。

(22) 土屋茂樹，前掲書，147～148頁。

(23) 拙稿，非自治地域に対する国際監督，神戸外大論叢，第19巻第5号，18～19頁。

18人の請願者に1名を加えた19人から聴聞した。[24] このように特別委員会は小委員会を設けて多くの請願を受理し活発な活動を続けている。憲章上直接根拠をもたない非自治地域からの請願を認める以上，当然特別委員会は必要とあらば信託統治地域からの請願を受けつけるであろう。

一方信託統治理事会は，既に見た如く1962年に常設請願委員会を廃止した。したがって現在では，理事会自身が信託統治地域からの請願を審議している。[25] 理事会の手続規則では，請願は二つの種類からなっている。一つは特定の苦情に関する請願であり，もう一つは信託統治地域に関する一般的な問題あるいは信託統治制度の作用にかかわる請願および文書である。理事会はこれら双方を年報の審議の過程で審議する。ちなみに1967年5月29日から6月30日に開かれた理事会の第34回会期には13の請願・文書が議題にのぼり，その4つはナウルに関するもの，5つはニューギニアに関するもの，4つは太平洋諸島に関するものであった。[26]

c. 定期的視察

国際連盟下の委任統治制度の監督方法と信託統治制度のそれとを比較して最も大きく相違する点は，後者において定期的視察が認められ国連が直接現地の状況を取らえることができるようになったことである。このように信託統治地域の場合には，現地視察に関する根拠があるが非自治地域の場合には憲章はなんらふれていない。したがって，施政国が同意しないかぎり現地視察を行なうことは不可能である。植民地独立付与宣言履行特別委員会は，必要な場合現地視察を行なうことを決めたが，[27] 施政国の強力な反対に合っている。[28]

---

(24) A/7623 (Part I), 2 December 1969, pp. 25～26 & pp. 57～58: なお，請願者の地域は次のとおりである。ベルムダ（1名），グレナダ（1名），ナンビア（5名），セント・キッツ・ネービス・アンギラ（1名），セント・ビンセント（1名），南ローデシア（3名），アンゴラ（5名）およびモザンビク（2名）。

(25) Yearbook of the United Nations, 1962, p. 450.

(26) Yearbook of the United Nations, 1967, p. 593.

(27) A/5238, 8 October 1962, P. 42.

信託統治理事会の定期的視察は，現在理事会の唯一の常設的補助機関である視察委員によって行なわれる。そしてこの視察委員会の報告が施政国の年報と同時に理事会で審議される。1948年以後この定期的視察はそれぞれの信託統治地域にたいし3年に1度行なわれる慣行になっている。また視察委員会は4名の委員で構成され，内2名は施政国から，他の2名は非施政国から指命される委員である。しかし，この視察委員会の均衡原則の慣行も近年崩れ始めてきている。1961年以降から1971年の派遣予定のものまで列挙すると次のとおりである。1961年—視察地域：太平洋諸島(構成・ボリビア，ベルギー，インドおよび英国—傍点は施政国)，1962年—ナウルおよびニューギニア(ボリビア，インド，英国および米国)，1964—太平洋諸島（ガーナ，リベリア，ニュージーランドおよび英国)，1965年—ナウルおよびニューギニア（フランス，リベリア，英国および米国)，1967年—太平洋諸島—リベリア，オーストラリア，フランスおよび英国)，1968年—ナウルおよびニューギニア（フランス，リベリア，ニュージーランド，および米国)，1970年—太平洋諸島（オーストラリア，中国，フランスおよび英国)，1971年—ニューギニア（フランス，イラク，シェラレオネおよび英国)[29]。以上の如く，3年に1度各地域の視察を行なう慣行には変更はないが，視察委員会の構成に関しては1970年のそれは施政国1に対し非施政国3となっている。また1971年のそれは，理事会が第24回総会決議の要請に従って取った措置である。同総会決議は，「ニューギニア信託統治地域への定期的視察委員会に，憲章に従って植民地独立付与宣言履行特別委員会と協議して，信託統治理事会の非理事国を包含するよう理事会に要請する」というものであった。その結果，信託統治理事会から2カ国（イラクおよびシェラレオネ)，特別委員会から2カ国（フランスおよび

(28) Issues Before the 23rd General Assembly, International Conciliation, No. 569 (1968), pp. 84～85: Introduction to the Annual Roport of the Secretary-General on the Work of the Organization, Twenty-Third Session Supplement No. IA (A/7201 /Add. 1), 1968, p. 17.

(29) 各年度の Report of the Trusteeship Council 参照。但，1971年に関しては UN Monthly Chronicle, Vol. VII No. 7 (1970), p. 96.

英国）で1971年の視察委員会は構成されることとなった。ここでは4カ国とも非施政国であり施政国と被施政国の均衡の原則が落て去られるのと逆に理事国と特別委員会構成国との均衡がとられたのであった。[30] 現在の信託統治理事会の構成は安全保障理事会の5常任理事国とオーストラリアからなり第86条1項(c)は死文化しているが，視察委員会に非理事国のA・A諸国が参加するという新しい現象が生じたのである。

3. 自治・独立への促進

信託統治地域を施政する国家の義務は，それぞれの信託統治協定の中で具体的に規定されるが，その基本的義務については第76条が定めている。第76条(b)では，信託統治制度の基本目的はこの憲章の第1条に掲げる国際連合の目的に従って，「信託統治地域の政治的，経済的，社会的および教育的進歩を促進すること。各地域およびその人民の特殊事情並びに関係人民が自由に表明する願望に適合するように，且つ，各信託統治協定の条項が規定するところに従って，自治または独立に向っての住民の漸進的発達を促進すること」としている。すなわち，信託統治制度の最終目的は当該地域の自治または独立であり，この制度そのものが本来一時的・過渡的な性格を有するものである。民族解放運動の結果，アジア・アフリカの反植民地国家がしだいに国連に加盟してくるにつれて，植民地に対する積極的な取り組みが始まった。その一つが，憲章第1条2項および第55条に定める「自決の原則」を明確に位置づけることであった。種々の総会決議あるいはその他の文書で認められ，民族自決権が最も重要な国際法上の原則の一つとなっていくにつれ，[31] 信託統治地域も次々と独立していった。その際に，第76条(b)において自治または独立が住民の願望に適合しなければならないとあることからも，信託統治協定

(30) Ibid., pp. 69～70.

(31) 拙稿，民族自決権，国際民主法律家協会第9回大会（ヘルシンキ）第一議題基調報告，1970，47～56頁参照。

の成立の際とは異なり，同協定が消滅する場合には当該地域の住民の意向が考慮されねばならない。[32] この住民の意向確認の手続として，1957年の英国施政下のトーゴランドの自決達成から1962年のルアンダ・ウルンディのそれまで，多くの場合国連監督の下での人民投票あるいは選挙の実施という形がとられた。[33]

また，ナウルの独立の経過は次の様な経過をたどった。ナウルは面積5,263エーカ，1966年の統計での人口は約6,000人である。唯一の資源は燐酸鉱床であるが，採掘の結果あと約30年で枯渇すると見積られている。当地はオーストラリア，ニュージーランドおよび英国を代表してオーストラリアが施政する信託統治地域である。1966年総会は，施政国が彼らの自由に表明する願望に従ってナウル人民の独立日を出来るだけ早くしかし1968年1月31日より遅くなく確定することを要請した。1967年にナウル人民代表と施政国との会談が開かれ，施政国はナウル自治に根本的な変更がもたらされるべきであり，それは1968年1月31日に実施されるべきことに同意した。理事会はこれを留意すると同時にまたカンベラ会談で施政国がナウルの将来に関して二つの提案—1つはオーストラリアがナウルの外交および防衛に責任をもつ両者の連合，しかしナウルは内政および統治に十分な自治を有する。他はナウルに十分な独立を与えるが，友好条約によって防衛および外交に対する責任はオーストラリアに任せる——をしているのに留意した。さらに施政国は，この構想をナウル人民の人民投票にかけるべきであると提案した。

一方ナウル人民代表は1968年1月31日に独立することを希望し，独立達成がオーストラリアとの協定の条件とすべきではなく，また人民投票を行なう必要性がないとする主張を理事会は留意した。このような対立の中で，1967年10月24日，オーストラリアは国連に対し，英国，ニュージーランドおよびオーストラリアがナウルの完全且つ無条件の独立に合意したと通告した。理

(32) 小谷鶴次，信託統治の実態（国際連合の研究第1巻），昭和37年，171～173頁。
(33) Everyman's United Nations, Eighth Edition (1968), pp. 374–378.

事会は1967年11月22日，総会は同年12月19日これを留意した。以上のような経過でナウルは1968年1月31日ナウル共和国として独立した。[34] なお，植民地独立付与宣言履行特別委員会も宣言にしたがって1961年1月31日にナウル人民の独立が施政国によって履行されるよう勧告していた。この事例は，「政治的，経済的，社会的または教育的準備が不十分なことをもって，独立を遅延する口実としてはならない」と強調する宣言の一つの具体的適用例であったとも言えよう。

現在なお信託統治地域として，ニューギニアおよび太平洋諸島の二地域が残存している。1965年，総会は，自由と独立に対するニューギニアおよびパプア人民の不可譲の権利を再確認し，ニューギニア信託統治協定および植民地独立付与宣言の完全な履行に向けての十分な手段を施政国は取ってはいないと留意し，このため人民の自由に表明する願望にしたがって独立期限を早急に確定するよう施政国に要請した。また1965年，理事会は，地域の将来に関して憲章および植民地独立付与宣言にしたがって独立の権利を含む自決の信託統治人民の不可譲の権利を再確認している。また理事会はミクロネシア議会と協議し憲章および植民地独立付与宣言に鑑みて，地域の急速かつ建設的発展のための実際的な計画を作成するよう施政国に求めた。[35] しかし，それには実際には強力な抵抗があり，例えばニューギニアに関して原住民が自決を達成するには25年から35年の準備期間を必要とする[36]という主張がなされている。また太平洋諸島に関してその軍事施設は国際平和と安全にとって必要な拠点であるとする米国の主張がある。[37] しかし，現在の国連内外における反植民地主義の強い空気の中では当然これら地域の自決達成のために種々の圧

(34) Yearbook of the United Nations, 1967, pp. 598～603: なお，オーストラリアの態度について David W. Wainhouse, Remnant of Empire (1964), pp. 94～97. 参照。

(35) Everyman's United Nations, Eighth Edition (1968), pp. 380～383.

(36) David W. Wainhouse, op. cit., p. 100.

(37) Issues Before the 24th General Assembly, International Conciliation, No. 574 (1969), pp. 89～90.

力が加えられるであろう。

Ⅳ むすび

以上で見たごとく，信託統治理事会は，その任務の多くを終了し活動の面だけでなく機構をも縮小してきている。特に植民地独立付与宣言履行特別委員会が活発な活動を行なっているのと対比するとき，信託統治理事会の存在をかすんだものにしている。しかし，視察委員会の構成において，新たな要素が加味され従来以上の成果が期待しえそうである。信託統治理事会の基本的目的が当該地域人民の自決の達成であることから，理事会の相対的地位の低下はむしろ嬉こばしいことかもしれない。しかし，今日なお信託統治地域が存在する以上絶対的地位の低下であってはならないであろう。むしろ，残存する信託統治地域人民に信託統治制度の基本目的である自決を促進していくことは，既に独立した諸地域以上に困難が横たわっているように思われるのである。

附図[1] 信託統治地域の概要

地域名	信託統治協定の効力発生日と収録文書	施政権者	信託統治地域となる以前の地位	国連監督下の人民協議の方法と実施日	信託統治協定終了を定める総会決議番号と採択日	信託統治協定終了日	現在の地位
タンガニイカ	1946年12月13日 8U.N.T.S.91 (2)	英国	委任統治地域		1942 (XVI) 1961年11月6日	1961年12月9日	共和国（タンザニア）
トーゴランド（英）	1946年12月13日 8U.N.T.S.151	英国	委任統治地域	人民投票 1956年5月9日	1044 (XI) 1957年2月24日	1957年3月6日	ガーナに統合
トーゴランド（仏）	1946年12月13日 8U.N.T.S.165	フランス	委任統治地域	総選挙 1958年4月24日	1416 (XIV) 1959年12月5日	1960年4月27日	共和国（トーゴ）
カメルーン（英）	1946年12月13日 8U.N.T.S.119	英国	委任統治地域	人民投票（北部カメルーン）1959年11月7日 人民投票（北部カメルーンおよび南部カメルーン）1961年2月11日および12日	1608 (XV) 1961年4月21日	1961年6月1日（北部カメルーン） 1961年10月1日（南部カメルーン）	ナイジェリアに統合 カメルーン共和国に統合
カメルーン（仏）	1946年12月13日 8U.N.T.S.135	フランス	委任統治地域		1349 (XIII) 1959年3月13日	1960年1月1日	共和国（カメルーン）
ルアンダ・ウルンディ	1946年12月13日 8U.N.T.S.105	ベルギー	委任統治地域	レフェレンダム（ルアンダ）1961年9月25日，立法選挙（ウルンジおよびルアンダ）1961年9月18日	1746 (XVI) 1962年6月27日	1962年7月1日	二つの独立国家——ルワンダ共和国，ブルンジ共和国
西サモア	1946年12月13日 8U.N.T.S.71	ニュージーランド	委任統治地域	人民投票 1961年5月9日	1626 (XVI) 1961年10月18日	1962年1月1日	独立国
ソマーリランド	1950年12月2日 118U.N.T.S.255 （1952年1月8日効力発生）	イタリー	イタリアの植民地（1947年の平和条約により放棄）		1418 (XIV) 1959年12月5日	1960年7月1日	共和国（ソマリア）
ニューギニア	1946年12月13日 8U.N.T.S.181	オーストラリア	委任統治地域				信託統治地域
ナウル	1947年11月1日 10U.N.T.S.3	オーストラリア，ニュージーランド，英国(3)	委任統治地域		2347 (XXII) 1967年12月19日	1968年1月31日	共和国
太平洋諸島	1947年7月18日 8U.N.T.S.189	米国	委任統治地域（日本施政）				信託統治地域（戦略地域）

(1) Geoffrey Marson, Termination of Trusteeship, The International and Comparative Law Quarterly, Vol. 18, Part 1 (1969) 収録の附図に手を加えたものである。

(2) United Nations Treaty Series の略。

(3) オーストラリア，ニュージーランドおよび英国を代表してオーストラリアが施政する。